

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日は、
が休日と日曜
がと日曜の翌日)

額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和四十一年鳥取県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号のイを次のように改める。

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち「以上の都道府県（大都市の区域を除く。）又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下本条において「市町村分割法人」という。）に

係る分 知事が調査したところに基づき、地方税法第三百一十一条の十三及び第三百二十一條の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.0630 \times 1.00243 + B \times a \times 1.00154 + C \times 0.0630 \times 1.00487$$

算式の符号

A 昭和40年10月1日から昭和41年1月31日までの間に事業年度が修了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和41年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るものも含む。以下本項において同じ。）があつた場合には、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

昭和四十一年三月二十八日

鳥取県知事 石破一朗

鳥取県規則第九号

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の

市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

間に、昭和41年4月1日から同年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては同年5月31日までの間に、昭和41年4月1日から同年9月30日までの間に終了した

申告、更正又は決定があった場合においては、その最終の修正

申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

a

昭和41年2月1日から同年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあっては0.0630、昭和41年4月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日前に終了したものに係るものにあっては0.0630、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日以後に終了したものに係るものにあっては0.064875、当該事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し同年4月1日以後に終了したものに係るものにあっては0.06675

C

昭和29年4月1日から昭和40年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和40年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和40年3月31日(昭和40年2月1日から同年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあっては、同年5月31日)以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和40年4月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和40年12月1日から

翌年

の間に修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。

昭和41年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係る当該事業年度分の昭和40年11月30日以前における最終の課税標準額を控除した額との合算額

兼川終業11月6日「F前号イの算式の符号中Bに同じ。この場合において、同符号中「昭和41年」とあるのは「昭和40年」と読み替えるものと

する。

G 前号の算式の符号中Aに同じ。」
〔F 昭和40年2月1日から同年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和40年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

G 昭和40年4月1日から昭和41年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について、昭和40年4月1日から同年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては同年11月30日までに、昭和40年10月1日から昭和41年1月31日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)」
終了した事業年度に係るものにあっては同年11月30日までに、昭和40年10月1日から昭和41年1月31日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

の規則並びに公布の日から施行し、昭和四十一年度分の普通税率といふて適用される。

鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則並びに公布する。

昭和四十一年三月二十八日

鳥取県知事 右 破 11 頁

兼川終業11月6日「F前号イの算式の符号中Bに同じ。この場合において、同符号中「昭和41年」とあるのは「昭和40年」と読み替えるものと

鳥取県規則第十号
鳥取県中小企業輸出振興資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、県内において輸出品の製造を行なう中小企業者の事業經營に必要な運転資金の確保を図り、もつて中小企業の行なう輸出の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「中小輸出品製造業者」とは、資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社、協同組合及び企業組合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社、協同組合、企業組合及び個人であつて、輸出品又はその部品を製造しているものをいう。

(県の貸付け)

第三条 県は、知事が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、予算の範囲内において、金融機関が中小輸出品製造業者に運転資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

2 前項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の貸付期間は、一年以内とする。

3 第一項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の利息は、日歩七厘とする。

(貸付資金)

第四条 県は、金融機関に対し、県が貸し付ける資金の三倍以上の額の資金を中小輸出品製造業者に対する運転資金として確保させるものとする。

(貸付条件)

第五条 県は、第三条の貸付けを行なう場合においては、金融機関が前条の規定により確保する資金の貸付けについて、次の条件を付けるものと

する。

一 貸付けの対象は、県内に事業所を有する中小輸出品製造業者とすること。

二 一の中小輸出品製造業者に対する貸付金額は、一千万円以内とすること。

三 貸付期間は、六月以内とすること。

四 貸付利息は、日歩二錢以内とすること。

（貸付けの申請）第六条 資金の貸付けを受けようとする者は、金融機関所定の借入申込書により金融機関に申し込むものとする。

（貸付けの報告）第七条 金融機関は、中小輸出品製造業者に対し、貸付けを行なつたときは、貸し付けた日の属する月の翌月の十日までに別に知事が定める貸付状況報告書を県に提出するものとする。

（雑則）第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県訓練手当等支給規則をここに公布する。

昭和四十二年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県訓練手当等支給規則

(この規則の趣旨)

第一条 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十三条第二号の給付金の支給については、この規則の定めるところによる。

(給付金の種類)

第二条 県が支給する法第十三条第二号の給付金は、基本手当、扶養手当、技能習得手当及び寄宿手当（以下「訓練手当」という。）並びに特定職種訓練受講奨励金とする。

(訓練手当の支給対象者)

第三条 訓練手当は、公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する求職者並びに公共職業訓練以外の県が実施する職業訓練で、家事労働に関する知識及び技能を習得させることのために行なわれるもの（以下「家事サービス職業訓練」という。）を受けている第一号又は第二号に該当する求職業（以下これらの者を「支給対象者」という。）に対して支給する。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七条第一項の認定を受けている失業者

二 公共職業安定所において緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項の失業対策事業に紹介される失業者として取り扱われている者

三 職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動により職業のあつ

旋を受けることが適當であると公共職業安定所により認定された者
四 激甚な災害を受けた地域において就業していた者であつて、当該災害により離職を余儀なくされたもの

五 石炭鉱業に属する事業の事業所に雇用されていた者であつて、当該産業の不況に伴い離職を余儀なくされたもの

(基本手当)

第四条 基本手当は、支給対象者が公共職業訓練、職場適応訓練又は家事サービス職業訓練（以下「職業訓練」という。）を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、その者が疾病、負傷その他やむを得ない理由により引き続いて十四日をこえて職業訓練を受けることができなかつた場合は当該十四日をこえる期間、その他の理由により職業訓練を受けなかつた場合は当該職業訓練を受けなかつた期間については、支給しない。

2 基本手当の日額は、支給対象者の居住する次の各号に掲げる地域の区分によりそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 各市の地域三百八十円

二 町村の地域三百六十円

3 前項の規定にかかわらず、支給対象者が二十歳未満であり、かつ、扶養親族（主としてその者により生計を維持されている配偶者（届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は十八歳未満の子（十八歳以上の子のうち知事が定める疾病の状態にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を有しないものに対して支給する基本手当の日額は、三百六十円とする。

(扶養手当)

第五条 扶養手当は、支給対象者が職業訓練を受ける期間の日数及びその

者の扶養親族の数に応じて支給する。ただし、前条第一項ただし書の規定により訓練手当を支給されない期間については、支給しない。

2 扶養手当の日額は、支給対象者の扶養親族一人につき二十円（子のうち一人を除いた子については、十円）として計算して得た額とする。ただし、その額が百円を超えるときは、百円とする。

(技能習得手当)

第六条 技能習得手当は、支給対象者が職業訓練を受けた日数に応じて支給する。

2 技能習得手当の日額は、百五十円とする。ただし、有料の交通機関若しくは有料の道路又は自転車その他の交通の用具を利用しなければ当該職業訓練を行なう施設に通所することが著しく困難である者以外の者であつて、その住所又は居所から当該職業訓練を行なう施設までの順路による距離が片道二キロメートル未満であるものについては、百十円とする。

(寄宿手当)

第七条 寄宿手当は、支給対象者がその者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事實上その者と婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と職業訓練を受けるため別居して寄宿する期間の日数に応じて支給する。

2 寄宿手当の月額は、五千円とする。ただし、次の各号に掲げる期間を含む月の寄宿手当の月額は、当該期間の日数のその月の日数に占める割合を五千円に乗じて得た額を減じた額とする。

一 寄宿していない期間

二 第四条第一項ただし書に規定する期間

(調整)

第八条 訓練手当の支給を受けることができる者が、次の各号に掲げる給付（以下「失業保険金等」という。）の支給を受けることができる場合には、訓練手当は、支給しない。ただし、支給対象者が第二号及び第三号に掲げる給付の支給を受けることができる場合であつて、当該給付の額が当該給付金に對応するこの規則に定める手当の額に満たないときは、その差額を支給する。

一 失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第十七条の規定による失業保険金又は同法第二十六条の規定による傷病給付金

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条の二の規定による失業保険金又は同法第三十三条の十六の規定による給付

三 國家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十一条の規定による退職手当

(支給制限)

第九条 支給対象者が偽りその他不正の行為により法第十三条の職業転換給付金又は失業保険金等の支給を受け、又は受けようとしたときは、訓練手当を支給しないことができる。

(受給資格の認定)

第十条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当等受給資格認定申請書（様式第一号）を、当該職業訓練を行なう施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行なう事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長（以下「管轄公共職業安定所の長」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を提出した者が訓練手当受給資格を有するもの

と認定したときは、訓練手当等受給資格認定書（様式第二号）をその者に交付するものとする。

3 知事は、第一項の申請書を提出した者が訓練手当の受給資格を有しないものと認定したときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

（訓練手当の支給）

第十一条 前条第二項の規定により受給資格を有すると認定された者は、訓練手当の支給を受けようとする場合には、毎月五日までに、前月分の訓練手当に係る訓練手当等支給申請書（様式第三号）を、当該職業訓練を行なう施設の長を経由（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行なう事業所の事業主及び管轄公共職業安定所の長）して、知事に提出しなければならない。

第十二条 訓練手当は、毎月十五日に支給するものとする。ただし、訓練その他のつ合により支給日を変更することができる。

（特定職種訓練受講奨励金）

第十三条 特定職種訓練受講奨励金（以下「奨励金」という。）は、第三条各号の一に該当する者であつて、職業訓練法施行規則（昭和三十三年労働省令第十六号）別表第一に掲げる訓練職種のうち次の各号に掲げる訓練職種の公共職業訓練を受けるものに対して、当該職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給する。

- 一 製かん工
- 二 金属プレス工
- 三 めつき工
- 四 配管工

2 奨励金の月額は、二千円とする。ただし、疾病、負傷その他やむを得ない理由により引き続いて十四日をこえて職業訓練を受けることができなかつた場合は当該十四日をこえる期間、その他の理由により職業訓練を受けなかつた場合は当該職業訓練を受けなかつた期間を含む月の奨励金の月額は、当該期間の日数のその月の日数に占める割合を二千円に乗じて得た額を減じた額とする。

3 奨励金の支給を受けることができる者が、失業保険法第二十七條の二の規定による福祉施設として奨励金に相当する給付の支給を受けることができる場合には、奨励金は支給しない。

4 第九条から第十二条までの規定は、奨励金の支給について準用する。

（雑則）

第十四条 この規則の定めるもののほか、訓練手当及び奨励金の支給に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年七月二十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（鳥取県訓練手当等支給規則の廃止）

2 鳥取県訓練手当等支給規則（昭和三十九年一月鳥取県規則第五号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当、技能習得手当又は寄宿手当の受給資格を有する者に支給されたこれらの手当は、それぞれこの規則の規定に基づいて支給され、

又は内払された基本手当、技能習得手当又は寄宿手当とみなす。

4 前項に定めるものを除くほか、旧規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間になされた訓練手当、技能習得手当又は寄宿手当に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた基本手当、技能習得手当又は寄宿手当に係る処分、手續その他の行為とみなす。

5 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間における扶養手当及び奨励金の支給を受けようとする者が第十条第二項の規定によりこれらの手当の受給資格を有する者と認定された場合の第十一条及び第十三条の規定の適用については、第十一条中「毎月五日までに、前月分の訓練手当」とあるのは「この規則の施行の日から三十日以内に適用日からこの規則の施行の日の前日までの間の扶養手当及び特定職種訓練受講奨励金」と読みかえるものとする。

訓練手当等受給資格認定申請書

年月日

00798 鳥取県知事殿

申請者 氏名

㊞

訓練手当等の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

① 申請する手当等の種類		基本手当	扶養手当	技能習得手当	寄宿手当	特定職種訓練受講奨励金		
② 申請者に関する事項	(1) 氏名		(2) 生年月日 性別	明大昭	年月日	(満歳) 男・女		
	(3) 住所又は居所	() 方						
③ 訓練所の確認に関する事項	(1) 訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス職業訓練				
	(2) 訓練期間	年月日から	年月日まで	(8) 訓練職種				
	(4) 訓練受講指示の根拠	規則第3条該当号数		1号・2号・3号・4号・5号				
	(5) 失業保険金等受給資格の有無	有・無						
	種類	1 失業保険金	2 日雇失業保険金	3 船員失業保険金	4 国家公務員等退職手当	5 その他()		
	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
金額								
期間								
(6) 駐留軍離職者等臨時措置法・炭鉱離職者臨時措置法該当の有無					有 (駆・炭) 無			
上記の記載事項に誤りのないことを確認する。 年月日								
訓練を行なう施設の長の氏名								
④ 通所に関する事項	(1) 通所距離	片道	キロメートル	駅から	駅まで			
	(2) 通所の特別事情							
⑤ 扶養親族及び寄宿に関する事項	(1) 家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	職業	扶養事実の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳		有・無	同居・別居	
				歳		有・無	同居・別居	
				歳		有・無	同居・別居	
				歳		有・無	同居・別居	
				歳		有・無	同居・別居	
				歳		有・無	同居・別居	
(2) 寄宿の事実	有・無		(3) 寄宿開始年月日	年月日				
(4) 寄宿前の住所又は居所							() 方	

- 備考 1 ⑧欄は、申請者において不明な部分は記入せず、訓練所等の職員に事実を知らせて記入してもらつてよい。
 2 ④欄の(2)には、同欄の(1)の距離が2キロメートル未満である者で、有料の交通機関若しくは道路又は自転車その他の交通の用具を利用しなければ通所することが著しく困難な事情にあるものが、その事情を具体的に記入すること。
 3 ⑤欄の(1)については、市町村長の証明書を添えることを求められることがある。
 4 この申請書に記載された事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を訓練を受けている施設の長（職場適応訓練にあつては受託事業主及び管轄公共職業安定所の長）を経由して、知事に届け出ること。

鳥取県知事印

様式第2号

訓練手当等受給資格認定書

氏名				性別	男・女
生年月日	明・大・昭 年 月 日				
現住所					
訓練施設名					
訓練職種					
手当等の種類	支給額	備考			
基本手当					
扶養手当					
技能習得手当					
特定職種受講奨励金					

上記のとおり認定する。

年 月 日

鳥取県知事

印

様式第3号

訓練手当等支給申請書

(年 月分)

年 月 日

鳥取県知事 殿

下記のとおり訓練手当等の支給を申請します。

記

① 氏名	② 訓練が行なわれなかつた日 ③ 訓練を受けなかつた日 疾病、負傷その他やむを得ない理由による場合	④ 家族と別居して寄宿している日	⑤ 備考	日	基	本	扶	養	技能習得	寄	宿	特	合
				日	本	扶	養	技能習得	寄	宿	特	合	
		数	額	数	額	数	額	数	額	数	額	数	額
		日	円	日	円	日	円	日	円	日	円	日	円

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

訓練を行なう施設の長

印

備考 1 ②欄から④欄までは、該当する日を記入すること。

2 ⑤欄は②欄から④欄までの日についての具体的な事情その他必要な事項を記入すること。